

## 『ほほえみ』一②一

はくさん信用金庫  
令和2年9月7日現在

1. 商品名	年金受給者向け優遇金利普通預金『愛称:ほほえみ』
2. 販売対象	当金庫に別紙記載の年金振込口座を指定されている個人の方 ※年金の種類が「共済年金」の方については専用の取扱申込書が必要です。
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	随時お預入れいただけます
預入金額	1円以上、預入限度額の上限はありません。
預入単位	1円単位
5. 払戻方法	随時払戻してきます。
6. 利息	
適用金利	◆変動金利 毎日の最終残高について、毎日の店頭表示の利率を適用します。
計算方法	付利単位を100円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算
優遇金利設定・解除	◆優遇金利設定 当金庫指定口座に年金振込が確認された翌月から適用されます。 ◆優遇金利解除 当該口座への年金振込が下記事情により停止が確認された翌月から解除されます。 <他行への変更、死亡、現況届未提出、年金担保(振込金全額がご返済の方)>
利払方法	毎年2月と8月の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
7. 税金	お利息には20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます)
8. 手数料	キャッシュカードによるお払い戻し等に当たっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。 (詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください)
9. 付加できる特約事項	◆総合口座のお取扱い 総合口座へお預け入れになりますと、最高300万円(ただし、預入定期預金および定期積金掛金合計の額の90%以内)まで自動融資がご利用いただけます。  ◆マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は350万円まで非課税でご利用いただけます。
10. 中途解約時のお取扱い	_____
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボード「ほほえみ」所定欄、または窓口へご照会下さい。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	◆苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(8:45~17:00、電話:076-233-1175)にお申し出ください。 なお、当金庫のほかに、全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)または北陸地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話:076-261-2836)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ◆紛争解決措置 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等での紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記リスク管理部または各しんきん相談所にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	◆専用の「ほほえみ」通帳・カードをご利用いただけます。 ◆公共料金等の自動支払および給与・配当金・公社債元利金等の自動受取ができます。 ◆預金保険制度の付保対象預金です。 平成17年4月以降は決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金)に該当するものを除くすべての付保対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。

14 . 対 象 に な る 年 金 の 種 類			
	<b>旧 厚 生 年 金</b>		
	老 齡 年 金	通 算 老 齡 年 金	
	障 害 年 金	遺 族 年 金	寡 婦 年 金
	寡 夫 年 金	遺 児 年 金	
	特 別 老 齡 年 金	通 算 遺 族 年 金	特 例 遺 族 年 金
	障 害 手 当 金		
	<b>旧 船 員 保 険</b>		
	老 齡 年 金	通 算 老 齡 年 金	
	障 害 年 金	遺 族 年 金	寡 婦 年 金
	養 老 年 金	遺 児 年 金	
	特 別 老 齡 年 金	通 算 遺 族 年 金	特 例 遺 族 年 金
	障 害 手 当 金		
	<b>旧 国 民 年 金</b>		
	老 齡 年 金 ( 10 年 以 上 )	老 齡 年 金 ( 10 年 未 満 )	老 齡 年 金 ( 旧 令 共 済 )
	老 齡 年 金 ( 5 年 年 金 )	通 算 老 齡 年 金	
	<b>旧 国 民 年 金 短 期</b>		
	障 害 年 金	母 子 年 金	準 母 子 年 金
	寡 婦 年 金	遺 児 年 金	
	<b>新 国 民 ・ 厚 生 年 金</b>		
	老 齡 基 礎 ・ 老 齡 厚 生 年 金	特 例 老 齡 年 金 ( 厚 生 年 金 分 )	障 害 基 礎 ・ 障 害 厚 生 年 金
	遺 族 基 礎 ・ 遺 族 厚 生 年 金	障 害 手 当 金	
	障 害 基 礎 ( 福 祉 裁 定 替 )	遺 族 基 礎 ( 母 子 裁 定 替 )	遺 族 基 礎 ( 準 母 子 裁 定 替 )
	障 害 基 礎 年 金	障 害 基 礎 年 金 ( 20 歳 前 )	
	寡 婦 年 金	遺 族 基 礎 年 金	
	<b>新 船 員 保 険</b>		
	障 害 手 当 金	遺 族 一 時 金	
	職 務 上 障 害 年 金	職 務 上 遺 族 年 金	
	<b>共 済 年 金</b>		
	県 市 町 村 職 員 共 済 組 合	公 立 学 校 共 済 組 合	私 学 事 業 団
	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 連 合 会	農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済	地 方 共 済 年 金
	県 市 町 村 議 会 議 員 共 済	警 察 共 済 組 合	鉄 道 共 済 組 合
* 上 記 以 外 の 共 済 年 金 に つ い て も ほ ほ え み の お 取 扱 が で き る も の も あ り ま す の で 当 金 庫 窓 口 及 び 担 当 者 に 是 非 と も ご 相 談 く だ さ い。			